

定 款

一般社団法人日本医療戦略研究センター

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本医療戦略研究センターと称する。英文では **Japan Strategic Medical Administration Research Center: J-SMARC** と表示し、略称として **J-SMARC** を用いる。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、医学及び経営学的観点により医療の質の向上と発展に貢献し、もって国民の健康と福祉の増進をはかることを目的とする。これを達成するため、次の事業を行う。

1. 医療戦略に関するセミナー・学術集会の開催
2. 医療戦略に関する書籍及び論文の刊行
3. 医療データベースの構築と解析・評価
4. 診療の実態の把握と改善を目指したアウトカムリサーチ
5. 医療人材の育成・派遣・キャリア相談事業
6. 病院経営コンサルティング業務
7. 人工知能・物のインターネットのヘルスケアへの応用と開発
8. 検査・治験受託業務
9. 機能性食品の開発
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第10条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2. 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(員数)

第 16 条 当法人に理事 1 名以上を置く。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって、選任する。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事は、辞任又は任期終了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第 19 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、複数名の理事があるときは、社員総会の決議によりこれを定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 20 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第22条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年5月31日までとする。

(設立時理事及び代表理事)

第23条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 角田 圭雄

設立時代表理事 角田 圭雄

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第24条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

名古屋市千種区唐山町三丁目5番地の2 (ラ・メゾン東山201)

角田 圭雄

大阪府東大阪市柏田本町13番1号

角田 貴美

(法令の準拠)

第25条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本医療戦略研究センターを設立するため、設立時社員 角田 圭雄、設立時社員 角田 貴美の定款作成代理人ベンチャーサポート行政書士法人 代表社員 本間 剛は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年5月9日

設立時社員 角田 圭雄
角田 貴美

上記定款作成代理人 ベンチャーサポート行政書士法人
代表社員 本間 剛